

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題として位置付けており、「透明性の高い経営」「株主重視の効率的な経営」「コンプライアンス遵守の経営」を実践してまいります。

なお、企業の社会的責任を果たすため、社会貢献や法令遵守の徹底を推進するとともに、内部統制システムの運用・改善等に取り組んでおります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山崎陽子	803,170	10.52
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	570,500	7.47
山崎武幹	462,000	6.05
山崎武寛	462,000	6.05
KSK従業員持株会	336,930	4.41
村上洋子	207,300	2.71
石井公子	157,200	2.06
AGS株式会社	147,000	1.92
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	121,900	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	121,600	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
多和田 英俊	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
多和田 英俊			公認会計士として多くの企業での監査経験があり、企業の経営や財務会計に関する相当程度の知見を有していることから、取締役会による業務執行に対する監督機能の強化など、その職務を遂行していただくと判断したため。独立役員として指定した理由は、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれが無いと判断した為。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役はすべての取締役会に出席すると共に、取締役会から独立して取締役の職務執行の適法性を監査しております。監査役は取締役等からの報告の聴取、重要な決裁書類の閲覧、子会社の調査等により監査を実施する一方、監査役全員で構成される監査役会は、会計監査人からの報告のほか必要な情報や意見の交換を行い、それぞれの立場で得られた内容を共有することにより、監査精度の向上と効果的な改善が図られるよう努めております。

また、四半期毎に監査法人を交えて実施される決算報告会に、監査役も出席し具体的な決算上の処理や課題について情報を共有しております。

内部監査室は業務執行ラインとは異なる立場で、主として社内の業務執行状況を検査し、不正や過誤の予防と防止に努めております。なお、連絡会要領に基づき四半期ごとに監査役会と連絡会議を開催し内部監査の状況についての報告や、内部監査実施時に監査役が立会うことを通じて意見交換を行なうことにより、監査精度の向上と効果的な改善が図られるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
杉本 一志	弁護士														
塩畑 一男	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉本 一志			専門知識を生かし法的側面から監査をしてもらうため。 独立役員として指定した理由は、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。

塩畑 一男		経営者として複数の企業経営に携わった豊富な経験と幅広い見識を活かし監査をしてもらうため。 独立役員として指定した理由は、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
-------	--	--

### 【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

平成26年6月27日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、取締役の企業業績向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度を導入した。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
該当項目に関する補足説明	

株式会社K S Kの社内取締役を対象とし、年額40,000千円を上限として割り当てる。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 <span style="background-color: orange;">更新</span>	

取締役(社外役員は除く)と監査役(社外役員は除く)及び社外役員、それぞれの報酬総額を開示しています。

平成28年度中に取締役及び監査役並びに社外役員に支払った報酬の額は以下のとおりであります。  
 取締役報酬等の総額 175百万円(ストックオプション22百万円を含む)  
 監査役報酬等の総額 6百万円  
 社外役員報酬等の総額 9百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の各役員の報酬は、取締役および監査役それぞれについて株主総会の決議により定められた報酬等の総額の範囲内で役員報酬規程に基づき、取締役の報酬額については取締役会の決議で、監査役の報酬額については監査役の協議により決定しております。  
 なお、年度毎の各取締役の経営能力、功績、貢献度に応じて月額報酬を決定する一方、企業価値の向上や持続的な成長等の長期的な課題に対するインセンティブとして株式報酬型ストックオプションを社内取締役に対して付与する事により、短期・長期の課題に対するバランスのとれた制度を導入しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役及び社外監査役の職務を補助する専用スタッフを配置しておりませんが、社外監査役への情報伝達は常勤の監査役が行い、社外取締役への情報伝達も含め経営企画担当が必要なサポートを行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

#### (1)業務執行、監視の仕組み

##### ・経営の透明性

毎月の経営状況について予算と実績との乖離状況、問題点など各部門の責任者及び役員が情報を共有し、問題・課題について迅速な処置を行っております。

また、四半期単位で経営陣が各部門の責任者及び中堅管理者から直接マネージメントレビューを行い、業務執行状況の確認や問題・課題等の解決について指示を行っております。

##### ・取締役会の充実

取締役会は、迅速な意思決定と経営責任を明確にするために9名(提出日現在)の取締役で構成し、定時取締役会及び重要案件が発生したときの臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会においては、会社の重要事項を決議するとともに、月次の業績進捗状況報告及び四半期単位での担当取締役による業務執行状況の報告を行っております。

##### ・リスク管理体制の整備の状況等

当社は、激しく変化する事業環境の中で、事業運営に伴うリスクを的確に予測・管理し損害の発生を未然に防止することで、顧客、投資家等の当社に対する信頼の維持と強化をはかることが重要であると認識し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有を図ることを目的とした、リスク管理委員会を設置しております。

個々の問題に関しては、顧問弁護士から法務に関する問題等について必要に応じてアドバイスを受けており、また公認会計士や労務コンサルタント等社外の専門家と常時密接な連携を持ち、経営の適法性について監視体制を保持しております。また、個人情報保護や品質管理、環境保全等の具体的なリスクに関しては、それぞれマネージメントシステムを構築して日常的なリスク管理を実施しております。

なお、事業継続に関わるような災害発生時に備え、事業継続計画(BCP)を策定し緊急時の基本方針と対応を定めております。

##### ・会計監査人评价方針

監査役会において会計監査人の評価方針を制定し、会計監査人の評価を行うとともに、会計監査人の選解任や不再任議案の内容を決定しております。

##### ・社外役員協議会

非執行部門という共通性を持った社外役員等からなる「社外役員協議会」は、当社経営陣から独立した中立的な見地から、取締役の選任プロセス等に関与するなど経営の客観性・透明性を高めております。

##### ・役員選任基準と選任手続

当社グループの役員選任の基準と手続を定め、社内役員および社外役員それぞれの選任基準を満たす候補者を選定の上、社外役員協議会に提示しその協議結果を付して取締役会において決議しております。

#### (2)会計監査の状況

会計監査につきましては、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。当社は同監査法人が独立の第三者として公正不偏な立場で監査が実施できるよう環境を整備しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、客観的・中立の立場で経営を監視できる社外取締役(独立役員)1名を取締役会のメンバーとし、社内の事情や業務に精通している常勤監査役1名と法律等の専門的な知見や経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有する非常勤監査役(社外監査役かつ独立役員)2名からなる監査役会および非執行部門という共通性を持った社外役員等からなる「社外役員協議会」により、経営の監視について十分に機能する体制が整っていると判断しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知は総会開催日の17日前に発送いたしましたが、招集通知発送に先立ち東京証券取引所および当社ホームページに株主総会招集通知を掲載し、早期の情報提供に努めております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	実施時期: 5月 実施内容: 決算の説明	なし
IR資料のホームページ掲載	弊社ホームページにて 決算説明会資料、説明会動画(一定期間)、有価証券報告書、適時開示資料、決算資料、招集通知、決議通知、年次報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	常務取締役 牧野 信之 IR事務連絡責任者: 大川 博 IR担当部署名: 管理本部経営企画担当	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「KSKグループ企業行動憲章」や「社員の行動規範」の中で、お客様や取引先、地域社会の皆さんと良好な信頼関係を構築し、互いに認め合い、敬意を持って接することを定めている。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得する他、「Team KSK ECO CLUB」による環境保護をテーマとした社員の自主的活動を支援している。 また、健康経営宣言を基本とした活動が評価され、「ホワイト500」(健康経営優良法人)の認定を受けている。
その他	連結業績を基準に配当性向30%以上を目処に配当を行うという、利益配分に関する基本方針を定めている。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の一員として常に社会的責任を全うし、企業倫理や法令を遵守する姿勢を明確にするため、グループの全役職員を対象とした行動規範として「KSKグループ社員の行動規範」を制定しております。また、適正かつ効率的な職務、業務が行われるよう、意思決定や業務執行にかかわる各種規程を定めております。さらに、事業部制の採用などにより職務権限や責任の所在、指揮命令系統を明確にし、有効な相互牽制が機能する体制を整備しております。

このほかにもコンプライアンス体制整備のため、通報、相談窓口規程を制定し、企業活動における順法性、社会倫理に関する通報、相談の仕組み、通報者保護のための規則などを定めております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

また、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとることを定めております。

当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議項目は以下のとおりであります。

- ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
- ・当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- ・監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・前項の使用人の取締役からの独立性確保に関する事項
- ・取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
- ・その他監査役が実効的に行なわれることを確保するための体制



## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### (1)取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

#### (2)取締役の選任および解任決議要件について

取締役の選任決議については、株主総会において議決権を行使する事が出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する旨を定款に定めております。

取締役の解任決議についても、株主総会において議決権を行使する事が出来る株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する旨を定款に定めております。

#### (3)株主総会の特別決議要件

株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する旨を定款に定めております。

#### (4)株主総会決議事項を取締役会で決議することが出来る事項

##### ・自己株式の取得

経営環境の変化に即応し機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって市場取引等によって自己株式を取得することが出来る旨を定款に定めております。

##### ・中間配当

株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって「毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者」に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当)を行うことができる旨を定款で定めております。

#### (5)責任免除規定

社外取締役及び社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨を定款で定めております。

#### (6)補欠監査役を選任及びその効力の期限

法令に定める監査役の数数を欠くことになる場合に備え補欠の監査役を選任できる旨、及び補欠監査役の選任の有効期限を2年とする旨を定款で定めております。

